

中央防災会議「第3回地震対策のあり方に関する専門調査会」資料

平成13年11月16日

農 林 水 産 省

1. 地震対策を推進するに当たっての主要課題

課 題	課 題 解 決 の 方 向
震災時における情報収集・連絡体制の整備	震災時における迅速かつ適切な災害応急対策に資するため、省内の情報収集・連絡体制の整備を図る。
農山漁村における防災機能強化の促進	災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、防災施設等の整備を図る。
震災時における食料等の調達・供給体制の整備	被災者の生活の維持のため必要な食料等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行えるよう、体制整備を図る。

2. その課題の解決に向けて実施している施策、実施しようとしている施策

(1) 震災時における情報収集・連絡体制の整備

震災後における迅速な応急対策の実施体制を確立するため、省内の非常連絡網及び非常参集体制を整備する。

また、震災時における確実な情報収集とその連絡体制を確保するため、衛星通信システム等災害に強い通信手段を整備する。

なお、震災により農林水産本省の機能が停止した場合に備え、災害対策実施拠点となりうる本省の代替施設として第2防災拠点を整備する。

(2) 農山漁村における防災機能強化の促進

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等を踏まえ、次のような防災施設等の整備に関する事業を他の防災等に関する事業の一環として実施する。

① 緊急路及び避難地等の確保

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道、農業集落道及び林道、災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための農村公園緑地等、集落の安全性の確保に資する施設の整備を図る。

② 消防用施設等の確保

防火用水が確保されていない地域において防火用水や防火水槽等の整備を図る。

③ 集落の防災施設整備

老朽ため池の改修、地すべり工、土留工等の集落の安全確保のため必要な施設、電柱の倒壊による被害を防止するため電線類の地中化及び地震等防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備を図る。

④ 山地災害防止対策

山地災害の発生を防止するため、山地災害危険地帯における治山施設、地すべり防止施設等の整備を図るとともに、住民に対する山地災害危険箇所の周知を図る。

⑤ 災害に強い漁港漁村づくり

地震防災緊急事業五箇年計画等により地震・津波の災害が予想される漁業集落の防災対策等に資するため、地区を指定して、漁港施設、避難道路、避難広場等の整備を推進する。

⑥ 防災拠点漁港の整備

災害時の緊急物資、避難者の海上輸送等の拠点となる耐震性に配慮した岸壁、輸送施設等を備えた防災拠点漁港を、地域的なバランスを考慮して整備する。

⑦ 海岸保全施設の整備

地震・津波対策として、三陸地域、東海地域等の農地海岸、漁港海岸を対象に、堤防、護岸等の整備を行う。

(3) 震災時における食料等の調達・供給体制の整備

農林水産省においては、米の備蓄を行うほか、震災時を想定し、主食系の応急用食料として乾パン及び乾燥米飯を備蓄している。乾パン及び乾燥米飯については、平成13年10月末現在、全国8地区に約20万食を備蓄している（別紙1の政府倉庫等における米等の保有状況を参照）。

また、震災が発生した場合、自らが所有する乾パン等の供給を行うほか、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調製粉乳、缶詰、レトルト食品等について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、体制を整備している（別紙2の緊急食料供給体制の図を参照）。

なお、これらの食料については、毎年定期的に、調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各業者等の事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知することとしている。

(参考)

応急用食料の備蓄及び調達・供給に係る地方自治体と国との役割分担

震災時における応急用食料の備蓄及び調達・供給については、次により、市町村、都道府県及び国（農林水産省）が、それぞれの立場から、不測の事態に備えた体制の整備を図ることとしている。

- (1) 震災時においては、国民が、主体的に、自ら災害に備えるための手段を講じることが基本であり、家庭等において3日分程度の応急食料等の備蓄に努めることが重要である。
- (2) 市町村は、震災時における地域住民に対する応急用食料の供給に関し、基本的な責任を負うものであり、地域防災計画に従い、その備蓄並びに調達、輸送及び配送に関する体制を整備するものとする。この場合、市町村相互の応急用食料の調達・供給に関する広域的な支援体制についても整備するものとする。
- (3) 都道府県は、市町村の行う応急用食料の調達・供給活動を支援することを基本とし、地域防災計画に従い、必要な体制を整備するものとする。
- (4) 農林水産省は、必要に応じ、都道府県からの要請に基づき自らが所有する乾パン等の供給を行うほか、被災地域への応急用食料の円滑な供給が確保できるよう、関係業界団体等の協力を得る等により、その調達・供給体制を整備するものとする。

〔別紙1〕

○ 政府倉庫等における米等の保有状況(平成13年10月末現在)

事務所	倉庫名	所在地(住所)	在庫数量(単位:トン、食数)			
			玄米	精米	乾パン	乾燥米飯
仙 台	仙 台	仙台市宮城野区新田2-22-1	2,085.6		1.2	
			13,904,000		10,240	
東 京	深 川	江東区塩浜1-2-10	33,641.7	1,324.4		
			224,278,000	8,829,333		
	立 川	立川市緑町無番地	11,989.8		2.1	6.0
79,932,000				18,176	60,000	
金 沢	金 沢	金沢市泉本町5-79	5,563.3			
			37,088,667			
名古屋	大 江	名古屋市港区大江町1-5	7,484.7	4,512.0	2.2	
			49,898,000	30,080,000	19,200	
大 阪	茨 木	茨木市宮島1-3-1	17,273.0	703.0		
			115,153,333	4,686,667		
松 江	松 江	松江市東朝日町192	5,373.4			
			35,822,667			
岡 山	岡 山	岡山市野田5-1-5	5,111.2			
			34,074,667			
広 島	広 島	広島市南区南蟹屋2-1-21	1,729.1		4.2	
			11,527,333		36,224	
福岡	福岡	福岡市博多区月隈1-13-17	8,951.6		2.8	
			59,677,333		24,064	
札幌	(株)福山倉庫	札幌市白石区流通センター 二丁目3-5-101			0.5	
					4,096	
大 阪	大阪府農林会館	大阪市天王寺区上汐町5-2-14			2.9	
					25,600	
那 覇	沖縄食糧(株)	浦添市勢理客456			0.4	
					3,840	
合 計			99,203.4	6,539.4	16.3	6.0
			661,356,000	43,596,000	141,440	60,000

(注)1 在庫数量欄の上段は数量(トン)、下段は食数である。

2 食数については、玄米及び精米は150g、乾パンは115g、乾燥米飯は100gを1食とした。

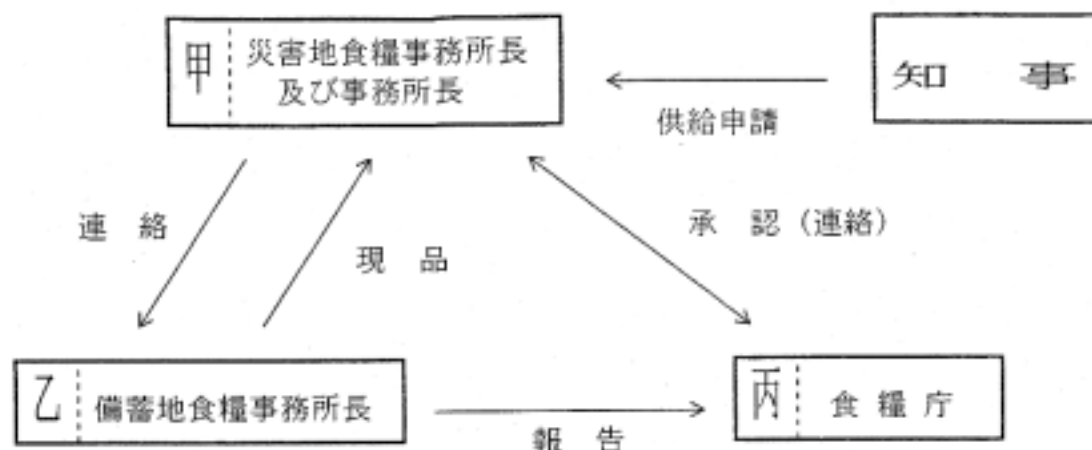
3 倉庫名欄の(株)福山倉庫及び沖縄食糧(株)は政府指定倉庫、大阪府農林会館は大阪府の災害対策用備蓄倉庫、その他は政府倉庫である。

(震災時)

[別紙2]

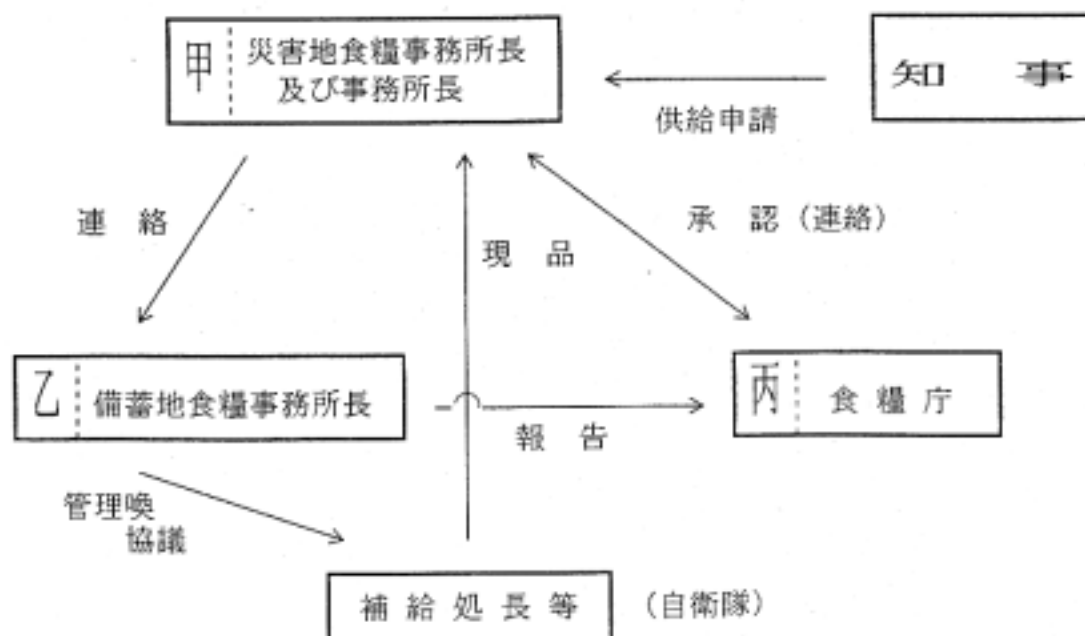
乾パン等供給経路図

(1) 備蓄地乾パンで必要量を満たしている場合(乾燥米飯を含む。)



(注) 災害地の食糧事務所が被災により機能しない場合は、隣接食糧事務所又は連絡食糧事務所の所長が甲に代わるものとする。

(2) 備蓄地乾パンで必要量を満たし得ない場合



(注) 災害地の食糧事務所が被災により機能しない場合は、隣接食糧事務所又は連絡食糧事務所の所長が甲に代わるものとする。